

第2章 分野別整備方針

1. 土地利用の方針

1-1 土地利用方針

【まちづくりの方針】

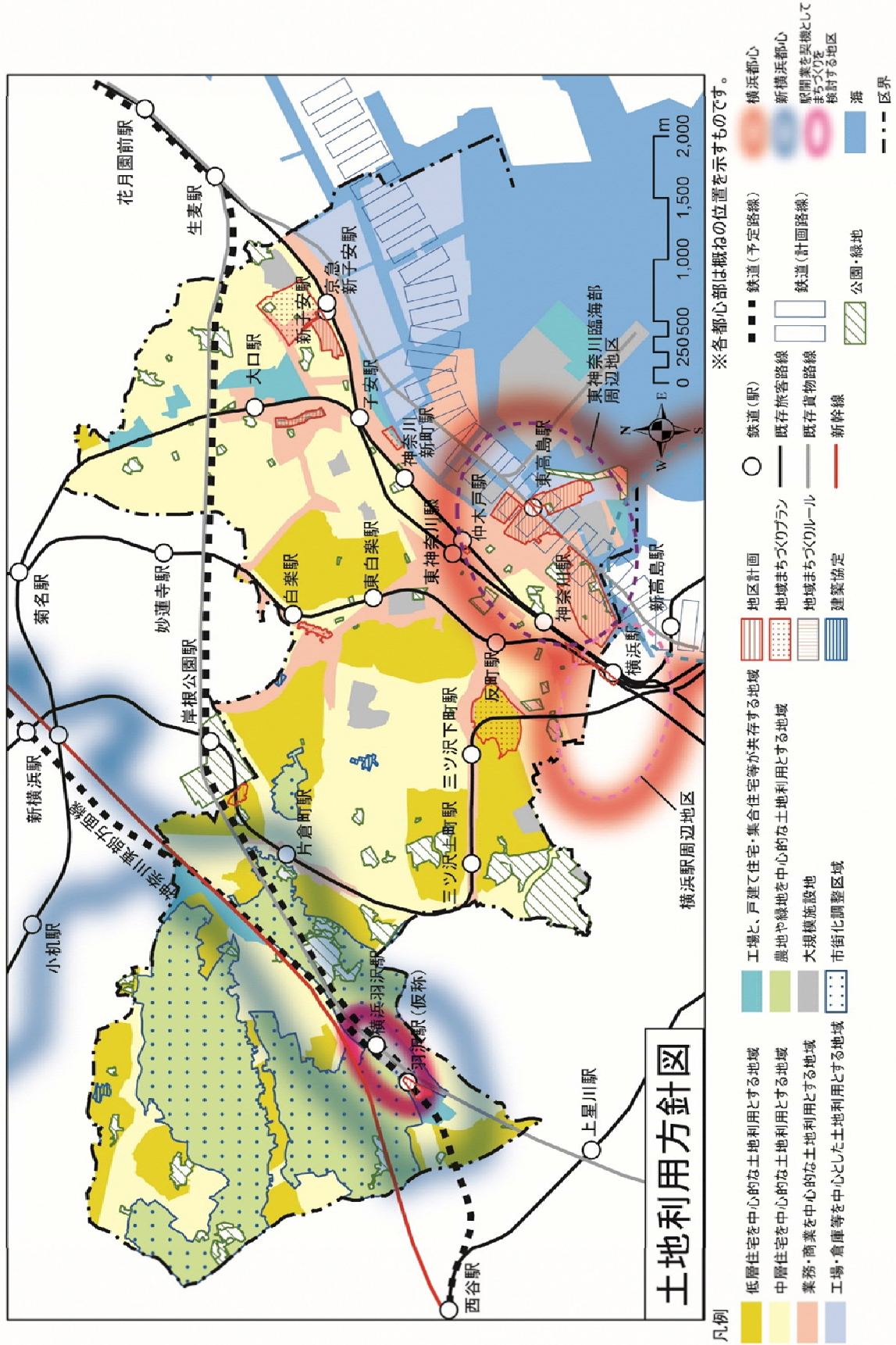
- ・神奈川区では、住宅系土地利用を中心に様々な土地利用がなされています。住宅地、商業地、工業地、樹林地、農地、公園等が適切に配置された、秩序ある調和のとれた土地利用を進め、市街地の類型に応じた良好な市街地形成を目指します。
- ・まちづくりの状況の変化や地域の課題が生じた等の理由により、土地利用を見直す必要がある場合は、全市的な観点での用途地域の見直しや、都市計画制度などの活用を検討します。

【土地利用の方針】

土地利用	現状と課題・整備方針
住宅系土地利用	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内陸部や丘陵部では、戸建て住宅を中心とした住宅地を形成しています。内陸部では、高齢化の進行に伴い、斜面住宅地における高低差や狭あい道路による移動の不便さが課題となっています。そのなかでも、木造老朽住宅が密集した地域では、大地震に起因する住宅の倒壊や延焼の可能性から、建物の不燃化・耐震化などの防災面における課題があります。 <p>【整備方針】</p> <p>○低層住宅を中心的な土地利用とする地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建て住宅や低層集合住宅を中心とした土地利用とし、地区計画等を活用して敷地の細分化を避けるなど、ゆとりある住宅地の形成を進めます。 ・丘陵部の既存の住宅地ではその環境を保全し、良好な住宅地を形成する土地利用とします。 ・内陸部の一部では、建物更新にあわせ狭あい道路の拡幅や建物の不燃化による災害に強いまちづくり、坂道や階段における手すり設置等を進め、まちの安全性及び駅周辺へのアクセスの向上を図ります。 ・地域の利便性向上のため、身近な生活利便施設の導入を図ります。 <p>○中層住宅を中心的な土地利用とする地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中層住宅を中心とし、一部に戸建て住宅も建ち並ぶ土地利用とします。 ・新たに住宅開発を行う場合には、日照等周辺の住環境への影響を極力少なくするよう配慮するとともに、敷地内の緑化や道路・駐車場の整備等により良好な居住環境を形成し、地域の環境の保全・向上を図ります。 ・建物の形態や高さ、色については、周囲の環境と調和のとれた整備を図るとともに、地域の特色を取り入れたまちづくりを進めます。 ・一部、戸建て住宅がまとまって建ち並ぶ地区においては、地区計画や建築協定、景観協定などの手法の導入も含め、現在の住環境の保全に向けて検討を進めます。 ・団地等の計画的に整備された既存中層住宅では、建物の長寿命化やバリアフリー化の促進、計画的な建物更新を促すことで、良好な住環境を維持します。 ・幹線道路沿いなどを中心に、低層部への生活利便施設の導入を図ります。

神奈川区まちづくりプラン

<p>業務・商業系 土地利用</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都心部や内陸部の鉄道駅周辺では再整備が進み、大規模な商業、業務、行政施設等が集積する地区があります。一方で、幹線道路沿道は商業・業務施設などと木造住宅が混在しており、幹線道路が未整備のため、再整備が進まない地区も見られます。 <p>【整備方針】</p> <p>○業務・商業を中心的な土地利用とする地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業、業務、文化などの機能を集積し、景観や地域特性に応じた土地利用を図ります。 幹線道路の整備に併せて市街地の再整備を促進します。 駅周辺や幹線道路等の沿道では、低層階に店舗や事務所等を導入するなど多様な機能の集積を図ることにより、区民の生活利便性を向上させるとともに、まちのにぎわいづくりを創出します。 特に駅周辺では、地域特性・ニーズに対応した、生活利便施設・福祉施設等の都市機能の集積を図ります。 横浜都心では、高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実状に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図ります。
<p>産業・流通系 土地利用</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨海部では、工場や物流倉庫などがまとまって立地しています。 事業所数の推移は横ばいで、従業員数は増加傾向にあります。 緑化及び駐車場附置義務等が施設更新時の課題となっている場所もあります。 内陸部や丘陵部には中規模な工場などが立地していますが、一部の地域では、近隣の住宅建設による工場の操業環境の悪化などが懸念されています。 <p>【整備方針】</p> <p>○工場・倉庫を中心とした土地利用とする地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設更新を促進し、既存産業の立地継続と機能強化・高度化を図ります。 埋立地や事務所・工場等の企業敷地内の緑化を推進し、緑の創出を図ります。併せて、敷地の有効活用や工場建て替えの円滑化も図った緑の環境づくりを促進します。 事業所の再編整備等には、地区計画等の都市計画制度の活用により計画的な再整備を促し、併せて新たな産業の集積を促進するなど適切に誘導します。 <p>○工場と、戸建て住宅・集合住宅等が共存する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場と住宅が混在している地域では、工場等の操業環境を保全し、住宅との共存を図ります。
<p>農地・緑地系 土地利用</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵部を中心とした市街化調整区域では、農地・緑地が緩やかな減少傾向にあります。 <p>【整備方針】</p> <p>○農地や緑地を中心的な土地利用とする地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に市街化を抑制し、農地や緑地と共存するまちづくりを検討します。



神奈川区まちづくりプラン

1-2 土地利用転換への対応について

【現状と課題】

- 横浜駅に近接し、横浜都心や新横浜都心を含む神奈川区は当面の間における人口増が予測されており、土地利用転換による住宅建設が続くものと考えられます。一方で、大規模土地利用転換により、人口流入が生じた場合、必要なインフラの不足や、周辺との調和が図れなくなる可能性があります。
- 工場と戸建て住宅・集合住宅等が共存する地域では、住宅建設による工場の操業環境の悪化などが懸念されています。

【まちづくりの方針】

1 地域別

【臨海部】

- 臨海部の工場・倉庫等を中心とした土地利用とする地域では、操業環境の維持保全（操業環境に配慮した建物配置の工夫や緩衝帯の設置等）等を促し、都市計画制度（地区計画等）の活用を含めその土地に適した土地利用誘導を図ります。

【内陸部】

- 内陸部の工場と、戸建て住宅・集合住宅等が共存する地域では、現状として工場と住宅との混在が見られる中で、今後、土地利用転換が生じる場合には、都市計画手法（地区計画等）を含めその土地に適した土地利用誘導を図り、周辺環境に対する配慮事項（※）の実現に努めるよう、事業者と調整していきます。

※周辺環境に対する配慮事項

- 人口の一時的な増加を踏まえた、公的インフラへの影響の対応（自己敷地内の保育園整備協力など）
- 周辺地域への影響に対する対応（周辺の景観や土地利用に配慮した建物形態の工夫、敷地外周の緑化や空地確保による緩衝帯設置、歩行者空間設置等による安全な外部空間の確保）
- 防災対策の推進（敷地内のかまどベンチ設置等の取組や、帰宅困難者受け入れスペースの確保等による共助の取組）
- 区民の憩いの場となる身近な拠点の促進（緑地や公園等のオープンスペースの確保）
- 既存の景観・機能の保全（既存樹木の保全や既存通路の確保）
- 操業環境の維持保全（操業環境に配慮した建物配置の工夫や緩衝帯の設置等）

【丘陵部】

- 丘陵部では、農地との共存や環境の保全に努め、市街化調整区域における住宅地開発の抑制を図ります。

② 都心部（横浜都心・新横浜都心）

- 横浜都心では、高次の業務、商業、文化、観光、交流など更なる機能集積を図るとともに、一定のルールのもと、業務機能等を中心に地域の実状に応じた機能強化と合わせ、都市型住宅の誘導等も図ります。
- 各都心における工場・倉庫等を中心とした土地利用とする地域において、適正な土地の高度利用を図ることが必要な地区については、業務・商業を中心とする用途への転換を図り、その他の地区については、周辺地域との整合を考慮し、適切な再整備を図ります。
- 羽沢駅（仮称）周辺の市街化調整区域では、農地の保全等の面から農業との調和を図りつつも、基盤整備と併せた都市的土地利用の必要がある場合、地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画等によるまちづくりと併せて市街化編入を検討します。

神奈川区まちづくりプラン

2. 都市交通の方針

2-1 誰もが利用しやすい交通基盤の整備

身近な公共交通機関を充実させるとともに、歩行者や自転車などが安全に移動できる空間を整え、自家用車に頼らなくても目的地に快適に移動できる環境を整備します。また、幹線・地域道路ネットワークを整備し、渋滞緩和を図るとともに身近な生活道路の安全性を高めます。さらに、これらの交通施設の整備にあたっては、バリアフリーや環境に対する影響に配慮します。

【現状と課題】

- ・内陸部には 14 の旅客駅があり、市内各地や東京都心方面にアクセスしやすい好立地となっています。一方丘陵部では、身近に利用できる鉄道が少なく、バス交通等によって交通基盤が補完されていますが、横浜都心へアクセスしにくく、駅から 1km の範囲やバス停から 300m の範囲に含まれていない地域が存在し、公共交通の利便性の向上が課題となっています。
- ・横浜羽田空港線、三ツ沢線、高速横浜環状北線や第三京浜道路などにより広域にアクセスしやすい立地条件にあります。また、幹線道路の整備が進んでいますが、交通の円滑化に向け、引き続き未整備区間の整備を推進していく必要があります。
- ・バリアフリー化されていなかったり、歩行者・自転車空間が確保されていないために、それぞれの駅周辺に円滑にたどり着けない場所があります。
- ・高速横浜環状北線が整備されましたが、広域的な道路ネットワークへのアクセス向上を図るとともに、区内の通過交通を減少させるために、継続して馬場出入口の整備を促進する必要があります。

【まちづくりの方針】

(1) 公共交通機関

①バス

- ・地形の起伏や道路幅員の狭さなどにより、バスが入ってこられない地域には、小型バスの導入などを含めて路線の新設・再編を検討するなど、地域の特性やニーズに合った交通サービスについて支援します。
- ・丘陵部では、地域と羽沢駅（仮称）や片倉町駅など周辺の各駅を結ぶ路線の充実に向けた検討を進めるとともに、区役所などの公共施設が多く立地する東神奈川駅周辺への交通アクセスの改善を進めます。

②鉄道

- ・神奈川東部方面線の整備や羽沢駅（仮称）設置により、丘陵部における鉄道交通の利便性向上を推進します。また、通勤時間帯における既存の鉄道の混雑を緩和するとともに、京浜臨海部と東京都心方面や横浜都心方面のアクセス向上を図り、京浜臨海部における産業立地や再編整備を進めるため、東海道貨物支線の貨客併用化（京浜臨海線）の検討を進めます。

③水上交通

- ・臨海部の交通利便性を向上させるとともに、魅力スポットめぐりや災害時における交通の手段として、臨海部の再編整備にあわせて、臨海部を結ぶ水上交通の検討を行います。

(2) 道路

① 高速道路

- ・ 第三京浜道路保土ヶ谷 PA 付近に横浜市街地方面との出入口を整備することや、横浜環状北線馬場出入口の整備により、周辺的一般道の交通渋滞の緩和を図り、併せて横浜環状北線とつながる横浜環状北西線の整備により、広域的な道路ネットワークによるアクセス向上を図ります。

② 幹線道路

- ・ 大田神奈川線、山下長津田線、羽沢池辺線、栄千若線、臨港幹線道路など幹線道路の整備を進め、区の骨格となる道路網を整備します。さらに、横浜上麻生線の未整備区間の整備を進めることで、横浜都心と新横浜都心とを結ぶ広域的なネットワークを構築します。

③ 主要な地域道路

- ・ 住宅地と最寄り駅や幹線道路を結ぶ主要な地域道路については、交差点改良やバスベ이의整備などを進めて、バス交通の円滑化を図るとともに、可能な限り歩行者空間を確保し安全性の向上を図ります。また、既存の道路を活用して、区東西方向の交通の円滑化を図ります。

(3) 歩行者空間・自転車を利用しやすい空間など

① 歩行者空間

- ・ 高齢者や障害者、子どもや子育て世代など、あらゆる歩行者が安心して利用できる空間を確保するために、幹線道路・主要な地域道路においては歩道の整備等の安全対策を推進します。また、建物の周りにできる限り空地を確保し、道路に面した部分ではよりゆとりのある歩行者空間確保を推進します。
- ・ 住宅地内の道路は歩行者優先の空間と位置づけ、通過交通の排除など歩行者の安全確保を図ります。
- ・ 歩道の段差解消など、バリアフリー化を進めます。
- ・ 人々を、横浜らしさを象徴する水際線へと呼び込むため、海へと続く歩行者軸や都心臨海部の各地区の連携強化に向け、魅力ある歩行者ネットワークの強化・拡充を進めます。

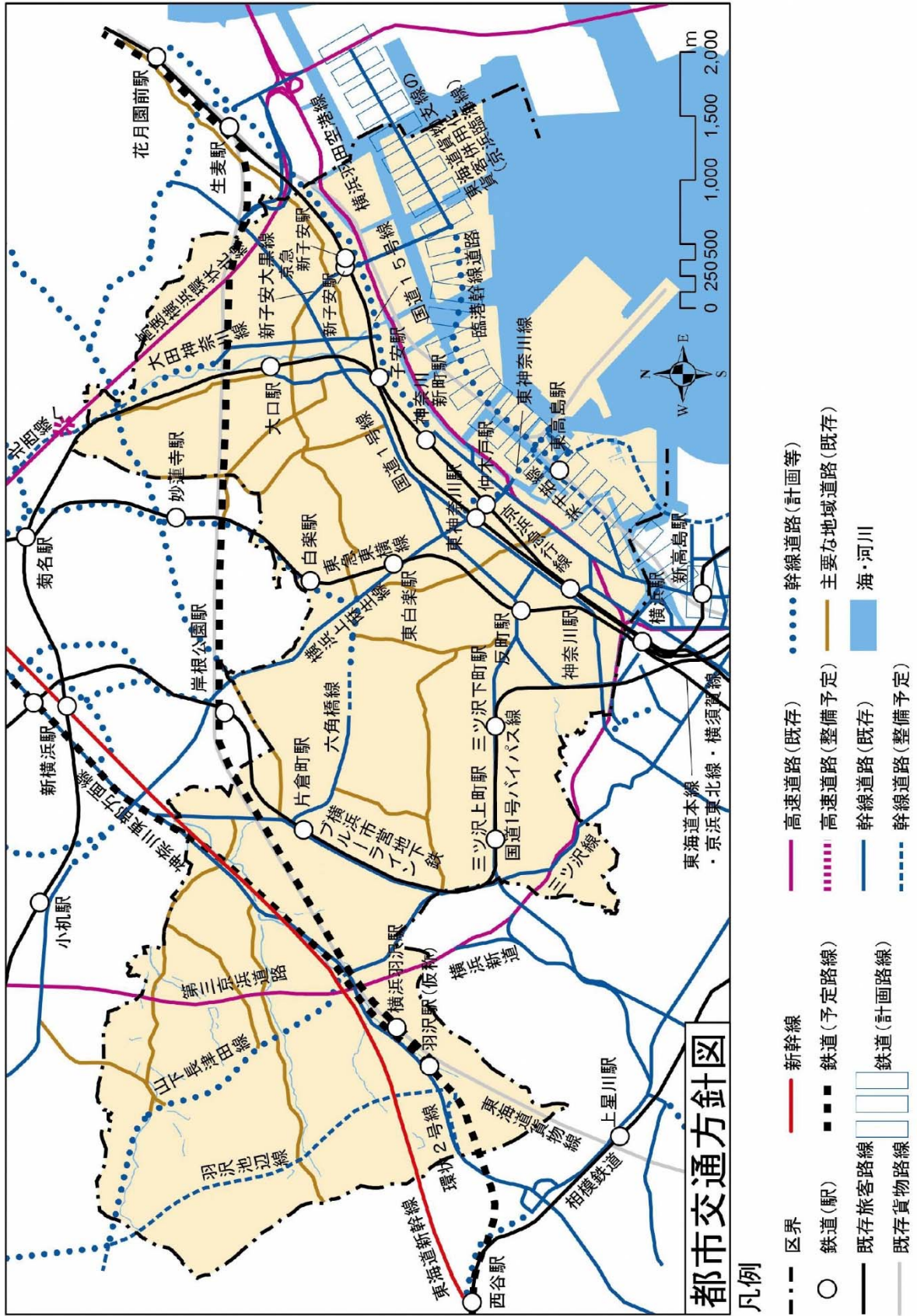
② 自転車を利用しやすい空間

- ・ 駅や商店街など利用ニーズの高い場所へのアクセス向上、公園等の緑の拠点やレクリエーション施設などへの移動の円滑化を図るため、自転車の安全で快適な利用を啓発するとともに、自転車通行空間の整備や駐輪場の確保に取り組みます。
- ・ 日常的に利用しやすい交通システムとして、コミュニティサイクルの拡充を促進します。

(4) 環境に配慮した交通システム

- ・ 電気自動車など低公害車の普及促進を図ります。
- ・ 幹線道路沿道の騒音、振動、排気ガス対策など環境に配慮した交通環境づくりを推進します。

神奈川県まちづくりプラン



3. 都市環境の方針

3-1 温暖化対策と低炭素型の都市づくり

【現状と課題】

- ・横浜市の平均気温は長期的に上昇傾向にあります。これは、地球温暖化現象の影響に加えて、ヒートアイランド現象の影響もあるものと考えられます。地域的にみると、市内東部（横浜港周辺）において熱帯夜日数が多い状況です。

【まちづくりの方針】

(1) 温暖化対策の推進

区民と事業者、行政が協力してエネルギー利用の効率化を図り、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制するなど、地球温暖化やヒートアイランド現象の改善を図ります。また、すでに起こりつつある気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」についても推進していきます。

①排熱の抑制

エネルギー消費機器等の高効率化、建築物における外壁の断熱性向上や緑化等により、エネルギー消費量の削減を図ります。

②緑地の保全・整備と地表面被覆の改善

既存の公園・緑地・農地をクールスポットとして保全・維持するとともに、公園や緑地の整備、街路樹等による緑の確保、屋上・壁面の緑化、すず風舗装（遮熱性舗装や保水性舗装）などの対策を進めます。

③都市形態の改善

地域を冷却する風の道を確保する観点から、建築物及び市街地の形態を配慮した街並みの形成を行います。また、横浜駅周辺地区など、都心部における水と緑と風を生かしたまちづくりなどの環境への取組を継続して推進します。

(2) 効率的なエネルギー利用の推進

開発事業や都市施設の整備などを進める際には、建築物の省エネルギー化や、省エネルギー設備や分散型電源・燃料電池等の導入、再生可能エネルギー等の利用、CO₂排出削減に努めるなど環境への負荷低減を図ります。横浜駅周辺地区では、地域冷暖房施設の供給ネットワークの構築など、エネルギーの効率的な活用を検討します。さらに、市街地再開発事業などを契機として、スマートコミュニティの構築を図り、低炭素技術の導入を推進します。

(3) 資源循環型社会の推進

資源循環型社会を推進するために、住宅や公共施設などにおける、建築物の長寿命化（建築廃材の発生抑制）、生ごみなどの資源化、公共施設整備時における再生品・リサイクル材の活用（グリーン調達）などを促進します。また、雨水利用、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用、エネルギー供給の安定化及び省エネルギーの推進に取り組みます。

神奈川区まちづくりプラン

3-2 水・緑環境を生かしたまちづくり

大規模な公園や緑地、農地などを緑の拠点として位置付け、保全・活用を図るとともに、公園、街路樹やプロムナードなどをつなげて身近な緑などを増やします。緑化の推進や水辺の親水性向上などを進めます。これらにより、生物多様性の保全・再生・創造の取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ・臨海部や内陸部などの既成市街地では、公園などを除くとまとまった緑が少なくなっています。
- ・丘陵部には農地や樹林地が広がっており緑の10大拠点にも位置付けられていますが、それぞれ減少傾向にあります。また、農業専用地区を中心に特産のキャベツなどが栽培されています。
- ・緑が多い地域では「緑の保全と緑化の推進」に関する満足度が高く、緑環境の維持・発展が求められています。
- ・臨海部の運河や河川では、水辺に親しめる空間が多くありません。
- ・自然に親しみ、やすらぎのある豊かな生活環境とするために、身近な自然環境を生態系に配慮してネットワークさせ、維持・発展させていくことが必要です。
- ・公園等の活用方法として、地域活動の場としての利用が求められています。
- ・農家の高齢化や後継者不足等にもなう担い手の減少による農地の遊休化が進む可能性があります。
- ・市街地の貴重なオープンスペースとしての都市農地の重要性が高まっています。

【まちづくりの方針】

(1) 水と緑の保全・創造

- ・臨海部、内陸部、丘陵部、都心部それぞれの自然環境を生かし、生物生息環境を保全するとともに自然に親しめる環境づくりを行い、水と緑の環境を保全・創造します。また、緑あふれる市街地を形成するため、残り少なくなった緑地の保全や公共施設用地の緑化を推進します。
- ・まとまった緑地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全を推進し、また、民有地の緑化を促進します。
- ・緑の10大拠点に加えて、区内の主な公園や緑地がまとまって立地する一帯を緑の拠点として位置づけ、保全・活用を図ります。
- ・区の木（こぶし）・区の花（チューリップ）の普及啓発を行い花と緑のまちづくりを進めます。
- ・河川等では、川の魅力を生かし、親水性の高い、地域に開かれたうるおいの空間の維持・確保に努めます。
- ・緑化を進め、公園や街路樹、プロムナード、民有地の緑などをつなげることにより、まちの中に緑のネットワークを創出します。

(2) 水と緑の活用・管理

水と緑を生かした活動や維持管理について、区民の自主的な参加をより一層促進します。併せて、公園のにぎわい創出や新たな楽しみかたなど公園の魅力を高めるような活用方法について検討します。

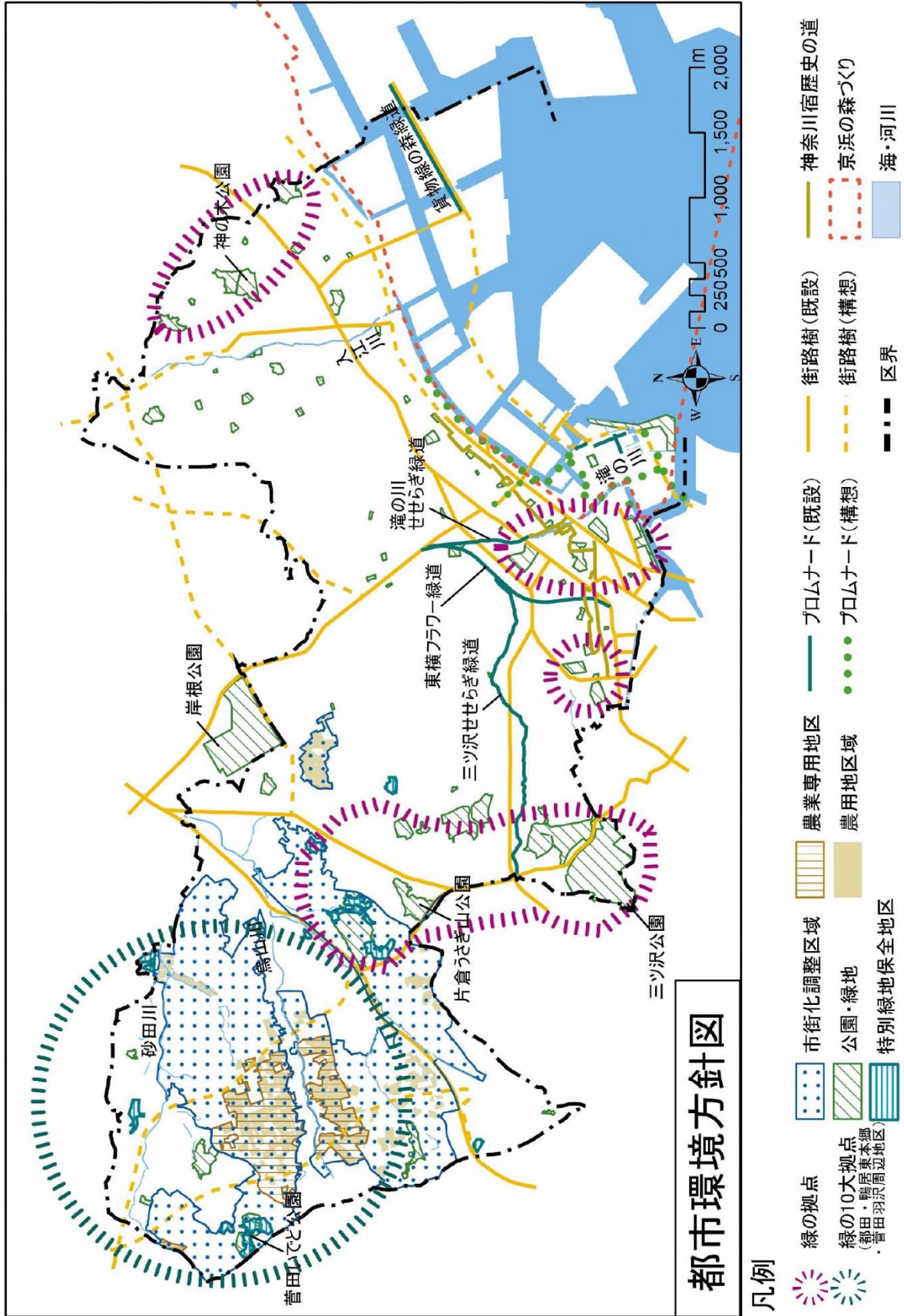
(3) 農地・農的空間の保全活用

主に市街化調整区域に広がる農業専用地区を中心に、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や多様な担い手への支援を行うとともに、良好な農地として耕作が行われるよう農地の保全・活用を進めます。

また、市街化区域内の農地についても、生産緑地地区の指定等の制度を活用しながら保全・活用していきます。

土地所有者の管理が難しくなった農地等を買収するなどして市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備する「農園付公園」の整備手法などを活用し、農地・緑地の保全を図ります。

神奈川県まちづくりプラン



4 都市の魅力の方針

4-1 地域に愛着を持てるまちづくり

楽しみにあふれた活力のあるまちを目指して、区民、事業者と行政との協働により地域の貴重な歴史資源を保全・活用するとともに、まちづくりの活動が活発に行われるような環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- 区内には、神奈川宿や開港以来の史跡、近代化遺産などの歴史的資産が数多くありますが、これらを今後のまちづくりに生かしていくための情報発信が不足しています。また、街並みや古木など地域の歴史や面影を現代に伝える地域資源が、時代と共に失われつつあります。
- 消費者動向の変化や交通アクセス等の利便性などにより、地域サービスの身近な拠点である商店街においても空き店舗が増えるなど、従来のにぎわいが薄れつつあります。
- 東京や近隣の都市への通勤・通学が増加し、近隣都市のベッドタウン化する傾向があります。
- 高齢化が進む中で、担い手の減少による地域コミュニティの衰退が懸念されます。
- 生涯学習活動などを契機として、地域の歴史や環境など多様な分野において、区民による自主的なまちづくり活動が盛んに行われており、それらの活動に対する適切な支援が必要です。一方、若い世代と地域コミュニティの接点が少なくなっています。
- 地域活動の場が不足しています。
- 人々のニーズや考え方が多様になってきている中で、価値観に合ったテーマ型のコミュニティづくりや地域コミュニティとの交流など、多世代でつながりのできる場づくりが必要です。

【まちづくりの方針】

(1) 歴史的資産の保全活用

- 地域に対してより愛着が増すように、区民、事業者、行政の協働により、歴史的資産を保全するとともに、これらを活用したまちづくりを進めます。
- 面的整備に併せた神奈川台場跡の遺構の活用など、歴史的資産を保全しつつ、「神奈川宿歴史の道」沿道への松の植栽等による、地域の歴史をしのばせる景観づくりを検討するなど、魅力ある街並みづくりの実現を図ります。
- 「神奈川宿歴史の道」の沿道周辺をはじめとした、神奈川区の歴史の魅力を伝える手法の検討を行います。自然・文化・歴史・暮らし・産業など、有形・無形を問わず様々な分野から、魅力資源を総合的にまとめたものである「わが町 かながわ とっておき」については、区民と行政との協働により今後のまちづくりへの活用について検討します。

神奈川区まちづくりプラン

【コラム】 神奈川宿歴史の道

「神奈川宿歴史の道」は、区内に残る歴史的遺構や伝説を残す要所にガイドパネルを設置し、道づくりと景観整備を行い、横浜市のルーツを楽しく訪ね歩くことができるようにした歴史の散歩道です。ガイドパネルの周りには樹木を植えるなど、道の雰囲気づくりや街の景観に配慮した整備を行っています。



【コラム】 いまむかしガイドの取り組み

「NPO法人神奈川区いまむかしガイドの会」は、神奈川区を中心にその周辺の史跡、旧跡などを案内するボランティアガイド団体です。

神奈川宿 400 年記念イベントで、区の呼びかけでガイドを募り、平成 11(1999)年に神奈川区いまむかし塾を始めた事が発端。ガイドを通じて歴史を伝え、参加者の交流や健康を促すお手伝いをしています。

県外からの参加者も少なくなく、季節や風物、地域の年中行事などに合わせてつくられたコースは、現在 50 コースほどで、参加者の希望も取り入れながらコースを設定しています。

その他、地域の文化・歴史を伝えるための講習会や行事を、生涯学習団体や小・中学校などと協力し取り組んでいます。



画像：NPO法人神奈川区いまむかしガイドの会 提供

神奈川区まちづくりプラン

(2) まちの魅力の活用

- 健康まちづくり推進事業により、地域に親しまれている三ツ沢せせらぎ緑道をはじめとした既存の緑道において、区役所と地域が一体となって、歩きやすい環境づくりや案内サインの設置等による公園間のネットワーク化等を図り、「誰でも気軽に楽しめる」みちづくりを進めます。
- 地域の魅力PR・情報発信を図るため、情報通信技術を積極的に活用し、商店街において情報通信基盤の整備等を促進するなど、区民や外国人を含む来街者が、必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。
- 生涯学習やまちづくり、福祉・保健などの各種ボランティア活動に関する情報のほか、商店街における地域に密着した情報をまちの活力源として発信・活用していただけるよう支援します。
- 店舗、事務所等の看板を含めた建物の色や形態などは、周囲の環境と調和のとれた整備を促進するとともに、地区の特色を取り入れた魅力あるまちなみづくりを進めます。
- 市民の台所を支える中央卸売市場本場は、開かれた市場としての魅力づくりを図ります。
- 外国からの観光客を含む来街者が安心して買い物を楽しめる環境づくりを推進し、にぎわいの創出を図ります。

【コラム】六角橋商店街の取り組み

神奈川区六角橋1丁目区域に位置し、約170店舗で成り立っている商店街です。生鮮食品から飲食店、雑貨等様々なお店が並んでいます。

昭和の面影を残すレトロな商店街で、その魅力あるまちなみの継承と、災害に強いまちづくりを進めるための先進的なルール作りが取り組まれ、まちづくり全般の基準から建築物や工作物等の設置に関する基準が設けられています。

他県の復興支援市をはじめとした売出し販売促進や、ドッキリヤミ市といった数々のイベント企画・運営活動で活気に溢れ、若い人がお店を出すことも増えています。また、神奈川区は外国人が多い地域でもあり、他国との交流も視野に入れながら、神奈川区独自の地域の魅力となる様な活動に期待が寄せられています。



画像：六角橋商店街ホームページより

神奈川区まちづくりプラン

(3) 地域コミュニティを推進するまちづくり

- コミュニティハウスなど身近な区民利用施設を計画的に整備するとともに、既存施設の機能転換や小中学校の施設開放の推進、空き店舗などの積極的な活用を検討します。また、各施設間の情報ネットワーク化を進めます。
- 若者から高齢者まで多世代にわたる身近なコミュニティや、団体等の活動拠点や地域交流の場として、空き店舗・空き家・空き地などの積極的な活用を促進します。併せて、住居系用途の地域における空き家の活用検討など、地域で支え合う場の確保を図ります。
- 多様な場づくりに向けて、まちづくり活動グループの活動を支援し、協働によるまちづくりを進めることで、コミュニティ活力の維持を図ります。

(4) 農的空間を活用したまちづくり

- 神奈川区では、丘陵部を中心に農地が広がっており、新たなライフスタイルとして、リタイア世代を中心とした農業サークルの取組などにより、都市農業への関心が高まっています。農地の保全活用に向けて、農業支援NPO等と協働し、農業振興に向けた市民参加を促進します。
- 区民が身近に農を感じられるように、収穫体験できる農園など農体験の場づくりや直売所の情報提供など、地産地消の取組を支援します。また、神奈川区産農畜産物のブランドづくりを支援します。近隣の住民が参加しやすいような農業体験や見学会開催など、地域住民と農家との交流を促進します。

5 都市活力の方針

5-1 国際競争力・産業基盤の強化

【現状と課題】

少子高齢化は急速に進み、社会経済構造に大きく影響を与えることが予測されます。他方、グローバル化の進展、情報通信技術の発達、従来の経済社会構造を変貌させるとともに、外国人居住者や観光客の増加が見込まれます。このような大きな時代の潮流に的確に対応しつつ、都市の国際競争力強化、交流人口増加、生活や活動の場としての質の向上等の視点で都市づくりを行い、都市の活力の維持・向上を図ることが必要です。また、京浜臨海部においても、国際的な社会経済状況の変化に対応した適切な機能転換や再整備が必要となっています。

【まちづくりの方針】

(1) 都心部の活力、競争力の向上

- ・都心部では、高次の業務・商業等の機能を有する特性を生かすとともに、国の都市再生制度も活用して、更なる機能の集積や既存機能の強化・再生を促進し、都心部の活力、競争力の向上を図ります。
- ・横浜都心では、業務・商業機能の強化と併せて、「国際ビジネス」、「ホスピタリティ」、「クリエイティビティ」の三つの視点から都心機能の強化に取り組むことでビジネス環境の充実を図ります。また、外国人をはじめ多様な担い手のための生活環境整備や多様なライフスタイルに対応した選択性の高い生活環境整備を行います。また、羽田空港の国際化によるアクセス向上などの横浜市の強みや魅力を生かし、グローバル企業のアジア拠点など国内外の企業誘致を積極的に進めます。

(2) 京浜臨海部の技術・経営革新の促進による産業の活性化

- ・先端技術産業など工業の高度化・再編成に対応し、雇用の場を確保するため、先進的な環境を持つ活力ある工業地の形成を計画的に進めます。
- ・工業地では産業の機能更新・高度化を促進するとともに、事業所の再編整備に合せた新たな産業の立地誘導等を行うことにより、世界最先端の生産・研究開発拠点としての機能維持・向上を図ります。

(3) 外国人居住者・観光客に向けた情報提供

- ・増加が見込まれる外国人居住者・観光客に向けて、サインを多言語表記するなど、工夫を行います。

神奈川区まちづくりプラン

5-2 誰もが安心して生活できるまちづくり

誰もが安心して生活できるように、駅や公共施設など身近な生活空間のバリアフリー化を幅広く進めるとともに、高齢者や障害者、子育て世代などを身近な地域で支援する環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- 駅や公共施設など多くの人が集まる場所においてはバリアフリー化が進んでいますが、引き続き整備を促進する必要があります。
- 区内には、内陸部を中心に道幅の狭い坂や階段が続く住宅地があり、特に高齢者や障害者、子どもや子育て世代にとっては、歩きにくい環境にあります。
- 保育所の不足、待機児童の問題及び保育園の環境の質の維持・向上など、良好な育児環境の充実が求められています。
- 地域活動への参画スペースが不足しており、増加している空き家の活用と併せて検討する必要があります。
- 近年は自治会・町内会活動等の地域の担い手の高齢化が進んでおり、地域の担い手の不足が危惧されています。高齢化が進む中で、若年層や外国人などを取り込んだ、新たなコミュニティづくりなどを進めていく必要があります。
- 神奈川区では、「親子のたまり場すくすくかめっ子」や高齢者サロンなどの地域ぐるみによる交流事業などが推進されており、こうした地域の中でのコミュニティづくりとともに、活動の担い手の育成や情報共有の場のあり方が課題となっています。

【まちづくりの方針】

(1) バリアフリー化の推進

- 駅舎や駅周辺、集客施設、公共施設などにおいては、視覚障害者誘導用ブロックの設置、音声誘導設備等の導入を積極的に促進します。また、違法な看板・広告物、放置自転車などが障壁にならないよう、これらの排除にも努めます。
- 特に駅周辺における開発等では、法的に必要となるバリアフリー化に加え、歩道橋へのエレベーター設置等、地域に貢献するバリアフリー施設の整備を促します。
- 身近な公共交通機関であるバスについては、ノンステップバスなどの導入を図ります。
- 主要な地域道路では、可能な限り歩道を確保するとともに、車道との段差や傾斜の少ない歩行者空間を整備します。
- 斜面住宅地における高低差などによって、高齢者・障害者に対して交通条件が不利と考えられる地域において、コンビニエンスストアや小型スーパーマーケットなどの小規模で多機能な商業・サービス施設の細やかな誘導を検討します。

(2) 保育環境の充実

- 保育ニーズの高いエリアに保育施設の整備を図ります。
- 子どもが産まれる前の段階からの情報提供について検討し、子育て環境の充実を図ります。

神奈川県まちづくりプラン

(3) 高齢者、子育て世代の地域への参画スペースづくりや助け合える住まいの実現

- 身近な地域での住民のつながり・支えあいの場としての高齢者サロン、「親子のたまり場すくすくかめっ子」、子どもの居場所及び親子の交流スペースなどの地域への参画スペースづくりを推進するため、関係部署等と連携しながら、空きスペースや空き家の活用を検討します。
- 地域のボランティアグループなどによる高齢者への配食や子育て支援、子どもと高齢者が触れあう機会の充実や、地域で活動する団体の相互交流による異なる取組を関連させた繋がりづくりなど、地域全体で支えあう場づくりやシステムづくりの支援などを進めます。
- 介護が必要な高齢者や子育て中の世代など多世代が、地域の中で安心して住み続けられるよう、超高齢化社会に強く求められる世代間や地域との「つながり」を作り出す多世代型住宅「よこはま多世代・地域交流型住宅」の供給を促進し、子育て世帯や高齢者など多世代が集い助けあえる住まいの実現を図ります。

【コラム】親子のたまり場すくすくかめっ子

神奈川県では、平成13(2001)年から世代を超え地域ぐるみで、子どもをみんなで見守りながら、育ていけるまちづくりを進めており、地域の方たちと親子が一緒におしゃべりや仲間づくりをする「親子のたまり場すくすくかめっ子」に取り組んでいます。地域のボランティアの方たちが支え手となり、身近な町内会館等を子育て中の親と子に開放しています。赤ちゃんの頃に出会った子どもたちが中学生・高校生になり、遊びに来てくれた親たちが、わが町のかめっ子の支え手になって帰ってきてくれるようになりました。かめっ子の活動が次世代にも引き継がれつつあります。



神奈川県まちづくりプラン

6 都市防災の方針

6-1 災害に強い安全・安心のまちづくり

地震、火災、風水害など様々な災害に強い防災まちづくりを進めるとともに、万が一災害が生じて、被害を最小限に止め早期に復旧できる体制を強化します。

また、犯罪の起こりにくいまちづくりへの取組を進めます。

【現状と課題】

- ・内陸部を中心に、古い木造住宅が密集した地区があります。地震などの災害時における家屋の倒壊や延焼の危険性があるとともに、狭あい道路が多く緊急車両等の進入が困難であることなど、防災上大きな課題があり、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域となっています。
- ・臨海部では津波・高潮による浸水被害が想定されています。
- ・都心部では災害時、来街者などの人口集中により、不特定多数の避難者や帰宅困難者が見込まれています。人口や都市機能が集中しており、災害時においても災害対策、救急・救援活動等の中心となるべき機能が集中していることから、都市防災施設の整備や確保のほか、災害時の混乱を想定し、地域、事業者、鉄道事業者、行政が一体となって災害対策に取り組む体制の強化を図る必要があります。
- ・土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が点在しています。
- ・震災時などの避難場所として、地域防災拠点を指定していますが、高齢者や障害者等は、地形の高低差などにより地域防災拠点への移動が難しい場合があります。
- ・区内における犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、引き続き防犯対策が必要です。

【まちづくりの方針】

(1) 地震・火災

- ・地震による家屋の倒壊やその後の火災を防ぐため、建物の耐震化・不燃化を図ります。特に、木造住宅が密集する地域では、狭あい道路の拡幅を図るとともに、さらに、建物の共同化・不燃化、広場の設置などによるオープンスペースの確保などを促進し、火災に強いまちづくりを進めます。
- ・地震火災対策方針の対象地域では、出火率の低減や初期消火力の向上等につながる取組を強化します。さらに地震火災対策方針の「重点対策地域（不燃化推進地域）」では、「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」による耐火性能強化の義務付けなどにより、建築物の不燃化を促進します。
- ・地域における防災力向上を図るため、まちの防災組織の活性化に取り組みます。
- ・地域住民によるまちづくり協議会の発足や防災まちづくり計画の策定を支援し、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・地震火災対策重点路線に位置づけられている都市計画道路の整備を進め、併せて、沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図ります。
- ・幹線道路の拡幅や、沿道建築物の耐震化対策等により、緊急輸送路を確保するととも

に、事業者と連携しながら、電気、ガス、上下水道及び通信施設などのライフライン施設の耐震対策やエネルギー供給の多重化多様化を推進します。

- ・初期消火のための設備を拡充するなどして、地域の初期消火体制の強化に努めます。
- ・震災時などに避難空間や仮設住宅建設用地などに活用できる、防災協力農地の指定を通し、防災空間の確保に努めます。
- ・臨海部では、民間事業者の協力を得ながら埋立地の液状化対策や老朽護岸・工場の耐震性の強化を進めます。併せて、津波等に対する浸水対策を推進します。また、沿岸の市街地・工場地帯における公共・民間施設を活用した津波避難施設の確保に取り組み、併せて避難場所・避難経路の確保を推進します。
- ・都心部において、特に横浜駅周辺については、ゆとりある歩行者空間の創出、デッキレベルの歩行者ネットワーク構築とともに、地盤の嵩上げや下水道・河川事業による浸水対策、地下施設等における避難確保や浸水防止に向けた対策、災害時の帰宅困難者一時滞在施設・津波避難施設及び避難経路などの整備を計画的に進めます。また、発災後の運営体制などのソフト面はもとより、津波の届かない位置への建物の電源設備・防災センター等の配置誘導等、災害時の活動継続に関わるハード面の対策についても、官民連携のもと強力に推し進めます。

《参考》横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(平成26(2014)年3月策定)

平成24(2012)年10月に見直しを行った「横浜市地震被害想定」における火災被害が大きいことから、地震による火災被害を軽減するため、平成26(2014)年3月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定しました。これにより、全市域において減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両論で「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めています。



(2) 風水害

- ・局地的大雨などの災害に対して、浸水被害が発生していることなどから、浸水災害を防止するために、雨水幹線などの雨水排水施設や雨水貯留施設などの整備を進めるとともに、雨水浸透施設などの設置を促進します。
- ・崖崩れ等のおそれのある斜面地においては、「がけ地防災・減災対策工事助成金制度」や「急傾斜地崩壊対策事業」などを活用した改善を促進します。
- ・高潮対策として、最新の知見による想定などを踏まえ、海岸保全施設等の整備を進めていきます。

神奈川区まちづくりプラン

(3) 地域防災拠点など

- ・震災時の避難場所となる地域防災拠点では下水道直結式トイレ拡充などによる機能強化や、情報提供の充実を図ります。また、医療関係者とのネットワークを強化します。さらに、地域防災拠点を中心として防災訓練を実施するなど、地域の防災力を強化します。
- ・地域の防災組織による、安全な避難ルートの確保や災害時に利用できる施設等の確認を支援します。また、高齢者や障害者など地域防災拠点への避難が難しい場合は、自治会館の防災拠点化など、地域と連携した取組を推進します。
- ・帰宅困難者への対応を図るため、帰宅困難者一時滞在施設の確保を図ります。大人数が収容可能な大規模施設等の開発時には、災害時の帰宅困難者一時滞在施設の導入を事業者に対して誘導していきます。

(4) 防犯のまちづくり

- ・犯罪の発生を未然に防ぎ、安心して生活できるまちの実現に向け、道路・公園・建物を整備する際には、道路の隅切り等による死角の抑制や、防犯灯設置等により暗い場所をつくらないなど、犯罪の抑止の視点を考慮したまちづくりを推進します。
- ・空き家化の予防や管理の行き届いていない空き家・空き地の防止に向けて、所有者、行政、地域など多様な主体の連携を図ります。

【コラム】 松ヶ丘防災に強い町をつくる会の取り組み

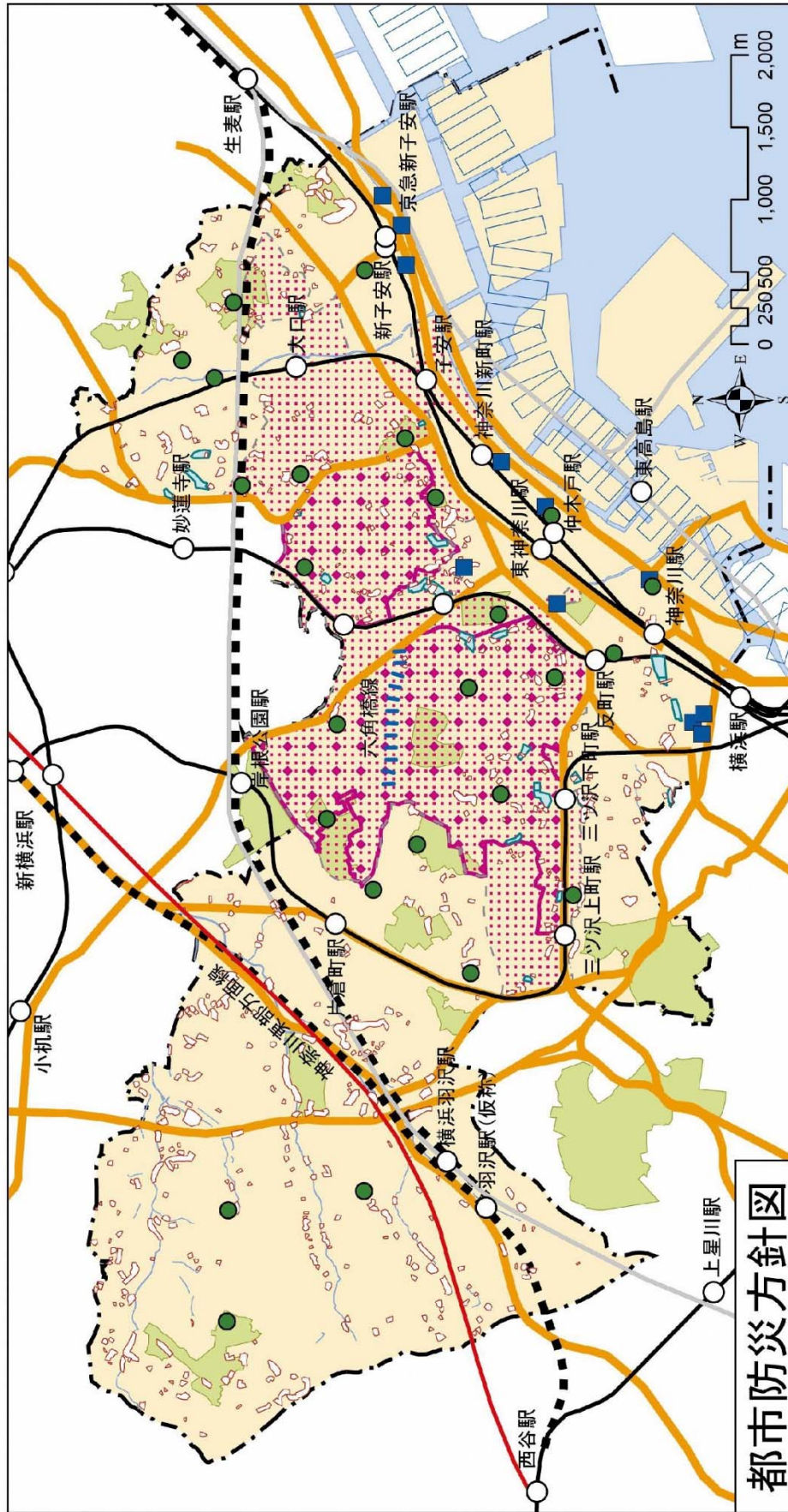
東日本大震災をきっかけに、首都圏における大地震発生時の避難活動を想定し、自治体で防災組織の見直しを図る検討が平成23(2011)年に行われました。平成27(2015)年には、松ヶ丘まちづくりプランが認定され、現在、自治会で行われていた活動に加え、プラン認定を受けたまちづくり活動が行われています。

主な取り組みとして、松ヶ丘自治会館と松ヶ丘公園の防災拠点化、総参加防災訓練の実施、まちの要援護者の把握活動などが挙げられます。それらの周知活動を通じ、住民同士の交流を深める意図も含まれています。

今後も、防災支援を中心とした様々な町の課題に取り組む事で、町民の参加を一層促し、町の活性化を目指しています。



画像：松ヶ丘まちづくりプランより



都市防災方針図

凡例

- 広域避難場所
- 地域防災拠点
- 津波避難施設
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地震火災対策重点路線
- 地震火災対策方針の「対象地域」
- 上記対象地域のうち「重点対策地域(不燃化推進地域)」
- 鉄道(駅)
- 鉄道(予定路線)
- 鉄道(計画路線)
- 既存旅客路線
- 既存貨物路線
- 新幹線
- 区界
- 海・河川